

株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金

● 企業年金制度について

日本の年金制度は、全国民に共通した「基礎年金」（＝国民年金）を基礎に、「被用者年金」（＝厚生年金）、「企業年金」の3階建ての体系となっています。「企業年金」には、厚生年金基金、確定給付企業年金、（企業型・個人型）確定拠出年金があります。

● 株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金について

当企業年金は、厚生労働大臣の承認を受けた規約により実施している規約型の確定給付企業年金（※DB）です。（※DB…Defined Benefit Plan）

年金資産は母体企業の外部で管理・運用し年金給付等を行っています。

➤ 加入者

当企業年金では、各事業所の就業規則第2条に規定される従業員のことで、嘱託職員や臨時雇用者を除く正社員が加入者となります。ただし平成25年10月1日以降に入社した者は加入者になりません。

➤ 加入期間

入社した日に資格を取得し、次のいずれかに該当した日に資格を喪失します。入社から退社までの期間を月単位で数えます。

1. 退職したとき、または従業員でなくなったとき
2. 勤めている会社が当企業年金の加入事業所でなくなったとき
3. 亡くなったとき

➤ 受給手続き（退職・資格喪失時）

加入年数や年齢などの受給資格をすべて満たしていても、自分で請求手続きを行わないと年金や一時金を受けることはできません。退職時、資格を喪失した時は「裁定請求書」を企業年金担当者まで提出してください。

① 定年（60歳）で退職の方

加入者期間20年以上で60歳以上の方は、年金を受け取る権利が発生します。

退職時に「年金」または「（老齢）一時金」の受給方法を選択できます。当企業年金

の年金支給開始は 60 歳からで、一時金は手続き後 1 か月以内に支給されます。
なお、加入者期間が 20 年未満の方は「(脱退) 一時金」となります。

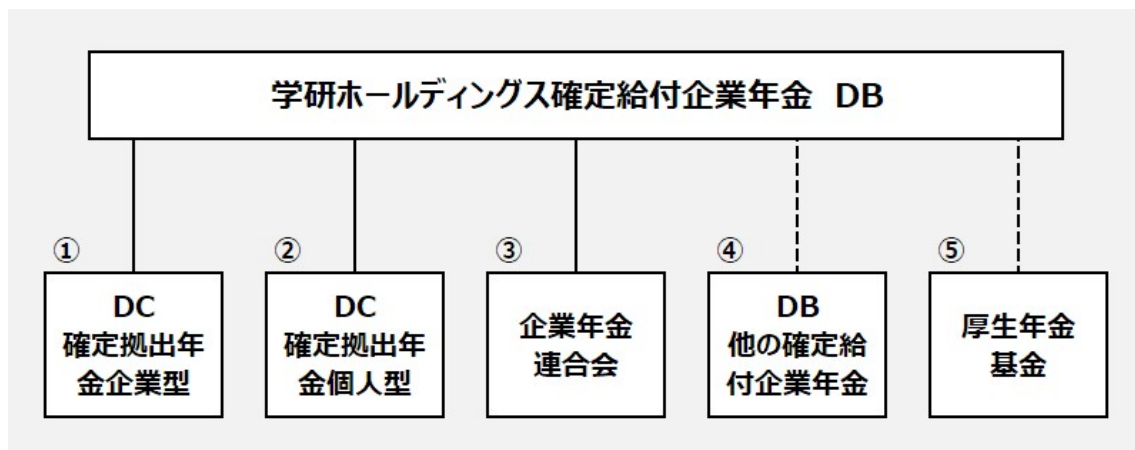
② 中途（定年前 60 歳未満）で退職の方

加入者期間が 1 年以上 20 年未満の方は、「脱退一時金」を受給するか、ポータビリティ制度を利用して将来受け取ることもできます。

● 企業年金のポータビリティ制度

脱退一時金相当額を他の制度に移し、将来年金等で受けることができる制度です。

- 学研ホールディングス DB の脱退一時金相当額を移換することができます。申出期限は DB の加入者資格を喪失した日から 1 年以内です。希望する場合は移換先の諸条件（再就職先・移換先の制度、手数料等）を確認のうえ手続きを行ってください。



① DC 確定拠出年金（企業型）

再就職先の会社が DC 制度を実施している場合移換できます。詳細は再就職先の DC 担当者へお問い合わせください。

② DC 確定拠出年金（個人型）iDeCo

個人型 DC（iDeCo）を取り扱っている運営管理機関（金融機関）で移換手続きをします。事務手数料や運営管理手数料などがかかる場合がありますので、移換先の運営管理機関へお問合せください。

■ iDeCo 公式サイト

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

③ 企業年金連合会

移換することができます。所定の事務手数料(脱退一時金相当額などによって異なる)が脱退一時金相当額から控除されます。企業年金連合会へお問合せください。

■企業年金連合会ホームページ

<https://www.pfa.or.jp/>

■一通算企業年金のおすすめー

<https://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html>

■住所・電話

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10階
年金企業年金連合会 サービスセンター 年金相談室
TEL 0570-02-2666

④ DB 確定給付企業年金

再就職先の会社に他制度からの移換の受け入れ制度を実施している場合、移換できます。詳細は再就職先の担当者へお問い合わせください。

⑤ 厚生年金基金

④DB 確定給付企業年金と同じ

● お問い合わせ・書類類提出先

株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金 事務代行

〒141-8418

東京都品川区西五反田 2-11-8

株式会社学研プロダクツサポート 人事部 福利厚生課内

企業年金担当者

TEL 03-6431-1040 FAX 03-6431-1653

事業概況と運営組織

令和4年3月31日現在

1. 事業概況

企業年金制度名称	株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金規約
設立年月日	平成28年10月1日（学研企業年金基金（基金型）より権利義務承継）
設立形態	規約型
実施事業所	7社
年金資産額	53億2,300万円

2. 加入者数・年金・一時金の給付状況

加入者（人）	495			
受給者（人）	老齢		脱退一時金	遺族一時金
	年金	一時金		
	458	38	10	1
金額（千円）	235,784	394,815	59,704	10,254

確定給付企業年金の業務概況について

令和4年3月31日基準
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

年金財政のポイントについて

令和3年度は運用利回り2.72%と予定利率2.5%との差から生じた利差益等に伴い、財政上の剰余金が13百万円発生しました。

1. 積立状況について

(単位：百万円)

資産勘定		負債勘定	
年金資産	5,323	未払給付費	86
		責任準備金	4,773
		別途積立金	451
		当年度剰余金	13
合計	5,323	合計	5,323

2. 収支状況について

(単位：百万円)

支出		収入	
給付費	728	掛金等収入	387
移換金	3	運用収益	178
運用報酬等	34	責任準備金減少額	221
業務委託費等	8		
当年度剰余金	13		
合計	786	合計	786

※ 上記掛金については、毎月末日に全額資産管理機関へ納付した、1年間の合計です。

3. 加入者数および受給権者数について

加入者	495		(単位：人)		
受給者	老 齢		脱退	遺族	計
	年金	一時金	一時金	一時金	
	458	38	10	1	

4. 積立水準の財政検証結果について

確定給付企業年金制度では、皆さまの受給権を保護する観点から、年金資産が計画通りに積み立てられているかどうかをチェックすることが、法律上義務付けられています。これを【財政検証】と言います。財政検証には【継続基準】と【非継続基準】の2つの基準があります。

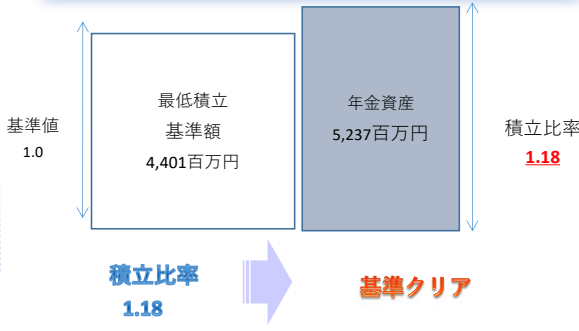
継続基準

今後制度が継続していくという前提で積立水準が十分かどうかを検証します。
年金資産と責任準備金とを比較し、基準値（＝1.00以上）を上回ればクリアとなります。



非継続基準

基準日時点で仮に制度を廃止する場合に、支払のための積立水準が十分かどうかを検証します。
年金資産と最低積立基準額を比較し、一定の基準値を上回ればクリアとなります。



5. 資産の運用状況について

令和3年度の運用実績は、2.72%でした。その結果、当年度178百万円の運用利益となりました。

(1) 過去の運用利回り推移

(単位：%)

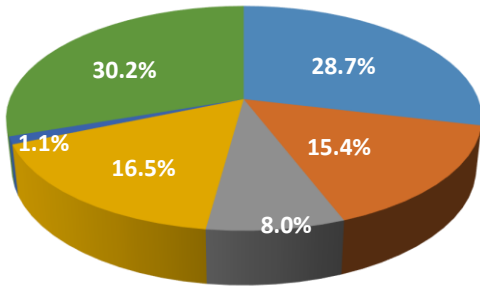
R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	H28年度
15.38%	-3.24%	0.40%	4.37%	9.07%

(2) 運用基本方針の概要

当社では、年金給付及び一時金等の支払を将来にわたり確実に行うために必要な収益を長期的に確保することを運用目的としています。そのため、将来にわたる資産・負債の変動を予測し、許容可能なリスク内で必要なリターンを得るような資産構成割合を、中長期的な観点から策定しています。

資産構成割合

国内債券 国内株式 外国債券
外国株式 短期資産 その他資産



期待収益率	3.02%
リスク	7.23%

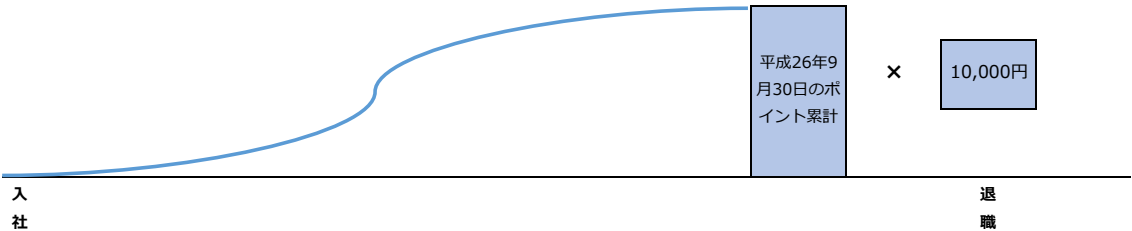
6. 給付の設計について

・企業年金の給付額（年金原資）は、会社のポイント制（退職金制度）を基に計算しています。

・ポイント制退職金とは、会社から付与される、勤続年数や職能資格等に応じた「ポイント」を基に、給付額が決められるしくみです。

・入社から平成26年9月30日まで、毎年、勤続年数に応じた「勤続ポイント」と資格に応じた「資格等級ポイント」が年単位で積み立てられ、その累積ポイントに単価10,000円を乗じたものを「基準給与」とし、企業年金の年金や一時金の原資となっています。

(1) 企業年金からの給付額イメージ



退職金1,500万円の場合（※旧制度の退職金です。詳細は退職金規程を参照ください）

下記の①当企業年金からと②事業主からと分けて支給されます。

- ①7割相当額（1,050万円）を株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金から支給します。
②3割相当額（450万円）を事業主から原則退職日当日に支給します。

(2) 企業年金からの退職金を受け取るための資格は以下の通りとなります。

受給方法	一時金	年金	
全て一時金	1,050万円	0円	
一時金年金 各50%	525万円	15年年金	年間 35万5,300円
		20年年金	年間 26万7,800円
全て年金	0円	15年年金	年間 71万700円
		20年年金	年間 53万5,700円

プライバシーポリシー

■株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金における基本方針について

1. 株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金（以下「企業年金」という。）は、個人情報保護の重要性にかんがみ、企業年金における加入者ならびに受給待期者・受給者の皆さまの個人情報の保護に努めます。
2. 企業年金は、あらかじめ公表した利用目的の範囲内で、公正かつ適正な方法で個人情報を取り扱うものとします。
3. 企業年金は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
4. 企業年金は、個人情報管理責任者を置き、保有する個人データの漏洩や滅失を防ぐために、安全管理措置を講じ、個人データの取り扱いについて委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。
5. 企業年金は、加入者、受給待期者または受給者の皆さまより、当該個人データの開示等の申し出をいただいた場合には、ご本人を確認のうえ、合理的な範囲内で速やかに対処いたします。
6. 企業年金は、個人情報保護に関して適用される法令、規範を遵守し、個人情報保護管理規程を定め、これを実効あるものとして運用するとともに必要に応じて随時改善に努めます。

■企業年金における個人情報の取扱いについて

➤ 個人情報取扱事業者の名称

株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金

➤ 個人データの利用目的

- 1.年金および一時金の給付管理
- 2.年金裁定請求書の送付
- 3.現況届および支払通知書の送付

➤ 個人データの開示等の請求手続

<申出先>

〒141-8510 東京都品川区西五反田 2-11-8

株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金 事務局 あて

<提出時の記載事項>

開示内容、氏名、加入者・受給権者番号、住所、電話番号

<本人確認のための添付書類>

住民票、運転免許証の写し

➤ 個人情報に関する苦情・相談窓口

株式会社学研ホールディングス確定給付企業年金

住所 〒141-8510 東京都品川区西五反田 2-11-8

電話 03-6431-1040 FAX 03-6431-1653

受付時間：就業時間内（平日 9：00～17：00）